

山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第8条の規定に基づき、山口市における持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりに関し、専門的・実務的な意見を聴取し、必要な事項を検討するために設置する山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 WGは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 身寄りのない人等への支援体制の構築に関すること。
- (2) 市民後見人等の養成を見据えた意思決定支援の普及啓発に関すること。
- (3) その他、持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりに関すること

(構成)

第3条 WGは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律の専門知識を有する者
- (3) 権利擁護支援の専門知識を有する者
- (4) 権利擁護支援の相談・実務に関わる者
- (5) 社会福祉法人山口市社会福祉協議会職員
- (6) 山口市職員

(謝礼)

第4条 前条第1項から第4項に規定する者がWGに出席した場合は、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

(会議)

第5条 WGの会議は、必要に応じて随時開催し、事務局が招集する。

2 事務局は、必要に応じて、第3条に掲げる者のほか、検討事項に係る者にWGへの出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 WGの事務局は、社会福祉法人山口市社会福祉協議会生活相談課とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、WGの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。